

仕様書

ジャイアントスラローム旗門及びジャイアントスラローム旗門 設置専用工具一式

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会
スキー競技会青森県実行委員会

1 調達目的

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会では、スキー競技の普及や競技力向上、各種全国大会の円滑な運営のために、競技設備や競技用具を整備することとしている。

本調達ではジャイアントスラローム旗門及び旗門設置専用工具一式を購入するものである。

2 調達物品及び構成内訳

ジャイアントスラローム旗門及び旗門設置専用工具一式。

その構成は、次のとおり。

- (ア) ジャイアントスラローム旗門用ポール
- (イ) ジャイアントスラローム旗門用フラッグ
- (ウ) ジャイアントスラローム旗門設置専用工具

なお、本調達には、搬入・調整・動作確認・保守が含まれる。

3 調達物品の仕様及び数量

ジャイアントスラローム旗門及び旗門設置専用工具一式は以下の仕様を満たすこと。

- (1) ジャイアントスラローム旗門用ポール300本（赤150本、青150本）

- ①FIS公認規格の用具であること。
- ②直径3.0cmでジャギーベースであること。
- ③デュアルスプリングフレックスにより可倒式であること。
- ④ツインスパイラル式で雪中に固定できること。

- (2) ジャイアントスラローム旗門用フラッグ50枚（赤25枚、青25枚）

- ①FIS公認規格の用具であること。
- ②縦50.0cm、横75.0cmであること。
- ③メッシュ生地により安全性が確保されており、旗門用ポールへの着脱が容易な設計であること。
- ④フラッグ中央部に指定する文字をプリント可能なモデルであること。指定する文字サイズやフォントについては、担当者と協議して製作を進める。

- (3) ジャイアントスラローム旗門設置専用ドリルビット5本（3.5cm）

- ①直径3.5cm、長さ54.0cm、重さ430.0gであること。
- ②フルメタル素材であること。
- ③先端にダブルウイング式の超硬刃が取り付け済みであること。なお、超硬刃

が破損した場合には交換可能な製品であること

④電動ドリルに固定して使用できること。

(4) ジャイアントスラローム旗門設置専用ドリルビット5本(3.2cm)

①直径3.2cm、長さ54.0cm、重さ370.0gであること。

②フルメタル素材であること。

③用具先端にダブルウイング式の超硬刃が取り付け済みであること。なお、超硬刃が破損した場合には交換可能な製品であること。

④電動ドリルに固定して使用できること。

(5) ジャイアントスラローム旗門設置専用スパイキー6本

雪中に固定されたジャギーベース及びツインスパイラル式の旗門用ポールを容易に雪中から抜き取るために設計されたもの。

4 納入用具、搬入、補償

(1) 納入用具

①全ての納入用具のメーカーの製品が、日本国内の各種全国大会(SAJ公認大会)で使用された実績があること。

②全ての納入用具のメーカーは、日本国内に保守・メンテナンスのための要員を配置している拠点を有し、また、不具合発生時には、連絡から早期に納入用具の点検ができること。

(2) 搬入

①搬入等の際には、受注者が立ち会うものとし、納入場所の施設に損傷を与えないよう搬入経路等に養生等を施すこと。なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、協議の上、改修や修繕を行うこと。この場合の改修費用等は、受注者の負担とする。

②搬入のスケジュールを発注者と事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従い完了すること。

(3) 補償

①納入後1年間は、隠れた瑕疵が認められた時には、無償でこれを補修又は取り替えること。

②納入後1年間は、発注者の要望に応じて納入用具の保守・メンテナンスを一回以上実施すること。なお、保守・メンテナンスに係る費用は受注者の負担とする。

5 納入場所

大鰐町教育委員会全国スキー大会準備室（旧大鰐町立大鰐第二小学校内）

所在地：青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字大堰口3-2

6 納入期限

令和6年12月27日（金）

7 その他

- (1) 調達物品は、入札時点で製品化されていること。
- (2) 全ての納入用具に日本語のマニュアルを3部付けること(海外メーカー製用具でマニュアルが外国語で記述されている場合は、同等の内容の日本語マニュアルを3部付けること)。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任において充足すること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度発注者と協議することとし、受注者の独断により決定しないものとする。発注者に協議せず受注者が一方的に決定した場合に生じた不具合については、発注者の指示により受注者の責任においてこれを改修するものとする。
- (5) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し発注者に提出してその承認を受けるものとする。